

I. 「子育て・教育の未来都市」の実現に向けて

(子育て・教育・学習 分野)

1. 子育て・子育て支援の充実

1) 子どもの権利の推進【重点項目】

子どもの権利条約やこども基本法、「宮っこを守り・育てる都市宣言」等の理念を実現するためには、子どもの社会参画や意見表明が重要となることから、「イノベーション miya ユース会議」の参加者拡大につながる取組を強化するとともに、学校や地域において子どもたちが意見表明できる機会や環境を拡充すること。

また、虐待での一時保護等により施設や里親など社会的養護のもとで暮らす子どもは、自身の意見を表明しにくい環境にあることから、子どもの意思を尊重し不利益の解消と幸福追求ができるよう、児童相談所の設置を待たず、「子ども意見表明支援員」を早急に養成し配置すること。

さらに、「子ども意見表明支援員」の支援対象とならない、不登校やヤングケアラー、困窮児童等、全ての子どもの意見が尊重されるよう、学校や子ども食堂、児童保護などに取り組むNPO団体等と連携し意見表明の機会確保に努めること。

2) 育児疲れ等を軽減するためのショートステイ事業の拡充

核家族化が進むとともに、ひとり親世帯も増えていることから、育児疲れや子育てに限界を感じた時においても周囲に助けを求めることができない養育者が増えている。

育児疲れや孤立は、養育者の心身を蝕むとともに、児童虐待につながるケースもあることから、一時、子育てを休めることで育児疲れやストレスを軽減できるよう、子育て支援短期入所（ショートステイ）の利用要件に「育児疲れ」の文言を明記し周知及び利用促進を図ることに加え、利用施設の拡大やファミリーサポートセンター事業でもショートステイを可能にする等、ショートステイ事業の拡充を図ること。

3) 多様な子育てニーズへの対応

延長保育や夜間保育、さらには障がい児を受け入れる統合型保育を誘導し、充実した保育環境を整備すること。また、新年度にも関わらず新入園児がいない保育園がある一方で、希望者が集中する保育園が存在するという保育ニーズの偏在が生じていることから、保護者ニーズの調査等を行い、均衡の取れた受け入れ体制を構築すること。

「こども誰でも通園制度」については、令和8年度の本格実施に向けて利用状況の検証や利用者の声を把握し、制度の拡充を図ること。また、ファミリー

サポートセンターの利用対象年齢を中学生まで引き上げるなど、多様な保護者ニーズに応えられるよう制度の見直しを検討すること。

4) 子育て家庭に対する経済的支援の拡充及び社会的援助体制の強化

物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯に対しては、引き続き、国や県の補助金等を活用するなどして積極的な経済支援策を講じるとともに、学校教材費や給食費等における保護者負担の軽減に努めること。

また、生活困窮の子育て家庭については、子ども食堂や子どもの居場所登録飲食店、フードリボンプロジェクト事業者等と連携を図り、子どもの「食」における貧困の連鎖が起きることのないよう必要な対策を講じること。

併せて、共働き家庭やひとり親家庭に不可欠な病児保育事業については、「完全無償化」に向けた検討を早急に行うこと。

2. 支援を必要とする子どもへの対応強化

1) 一元的かつ迅速な対応を可能とする児童相談所の設置【重点項目】

児童相談所の設置に向けて、地域から求められる役割を果たし、子どもに寄り添った支援が可能となるよう計画的な人材確保・育成を進め、開設時期までに確実に組織体制を構築すること。

また、設置場所については子どもと保護者にとって利用しやすく、安心して過ごせる候補地を選定するとともに、多様なニーズに対応した包括的な支援が受けられるよう、図書館や医療機関、子育て支援センターなどを併設するなど、多機能化・複合化を検討すること。

さらに、虐待を受けている子どもが一人でも来所できる環境を確保し、緊急かつ必要な支援にアクセスできる仕組みを構築すること。

2) 子どもの貧困対策に資する相談支援体制の整備

令和6年度に、世代や分野に関わらず誰もが集える「共生の居場所」が市内6か所に開設された。一方で、子どもの経済的貧困、体験の貧困、関係性の貧困、学力格差等の課題解決のためには子どもに重点を置いた「宮っこの居場所」は重要であると考え。そのため、それぞれの事業効果を検証し役割分担を明確にするとともに、子どもの支援における地域のニーズ(食堂や学習支援等)を把握し、地域に必要とされる居場所が設置され地域間格差が生じないよう拡充及び適正配置を進めること。

また、子ども食堂や宮っこの居場所の運営側に対して、共生社会や子どもの最善の利益に関する市のビジョンを明確に示し、地域の支え合いの拠点として発展を促進し、地域住民の積極的な参加を促すこと。

なお、「子どもの居場所」においては、令和5年度～6年度の間に5団体が休止・中止となっていることから、その要因を検証するとともに、事業が継続できるよう人件費や固定費を含めた経済的支援や担い手の確保・育成などの支援を行い、子どもの貧困の解消に取り組むこと。

3) ヤングケアラーに対する支援体制の強化

栃木県が令和4年度に実施した「ヤングケアラー実態調査」において、「世話をしている家族がいる」と回答した子どもの割合は、国の調査結果を上回っており、本市においても同様の状況が推察される。よって、より正確な状況を把握し対策を講じるため、本市独自のヤングケアラー実態調査を実施すること。

併せて、ヤングケアラーの多くが「誰かに相談した経験がない」や「相談先がわからない」と回答していることから、引き続き、児童生徒や教育関係者等への相談窓口の周知や理解促進に努めるとともに、ヤングケアラーコーディネーターを子ども家庭センターの5つの相談窓口にも配置し、教育現場はもとより、医療・介護・福祉等の関係者や民生委員・児童委員、子ども食堂等と連携し、積極的にヤングケアラーの把握・支援ができる体制を構築すること。

また、子育て世帯訪問支援事業はヤングケアラーの負担軽減に有効であるが利用につながっていない状況にあることから、事業の周知をはじめ、利用を促すための取組を一層強化すること。

4) 医療的ケア児・障がい児等の支援体制の充実

医療的ケア児の短期入所や入浴サービスの提供は、ニーズはあるが民間事業者の単価が低く、事業が成り立たない課題がある。そのため、市独自に入浴加算や看護師配置加算を導入するなど、利用者と事業者双方にとって使いやすいサービスとなるよう検討すること。また、在宅レスパイト事業については、訪問看護師の不足を補うため、研修済みの介護士も支援に参加できるよう柔軟な運用に見直し、必要な方が安心して利用できる仕組みを構築すること。

加えて、教育・保育現場での支援体制を充実させるため、市が主体となり支援スタッフを確保するなど、全ての子どもたちが安心して生活できる環境を整備するとともに、地域全体で見守り・支える風土を作るため、広報活動や啓発イベント等を通じて市民の理解促進に取り組むこと。

3. 学校教育の充実

1) いじめ対策・不登校児童生徒とその家庭への支援【重点項目】

いじめ問題を根絶させるため、学校でのスクールカウンセラー等による相談体制の強化や、医師や関係機関などとの連携による多角的な視点からの支援体制を確立させ、加害児童や被害児童、その保護者に対し、学校全体で継続的な支援を行うこと。

また、不登校児童生徒の支援のため、校内教育センターの充実やメンタルサポーターの効果検証など未然防止に取り組むとともに、特に郊外部に学校外の支援教室がない現状を踏まえ、住む地域に左右されることなく学びの機会を保障するため、適応支援教室や相談学級の設置もしくは移動支援などを検討すること。

さらには、民間施設利用者や不登校の親の会等へのヒアリング調査を実施し、本市に求められるニーズの把握に努め、速やかに相談できる体制の構築や、民間フリースクールとの連携強化、保護者や事業者に対する経済的・財政的な支援などに取り組むこと。

2) コミュニティ・スクールの早期実現

学校運営に地域の声を活かし、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めるため、国が推進している「コミュニティ・スクール」の意義や目的をわかりやすく発信するとともに、令和7年度からのモデル事業において導入の効果や課題を検証し、全小中学校での早期実現をめざすこと。

また、学校運営参画機能に対するアンケート調査によると、学校運営の基本方針に対し協議会からの意見が出ないことが課題として挙げられていることから、協議会の委員として当事者意識をさらに高めるため、意欲ある人材の育成・確保に努め、効果的な協議会運営の推進に継続して取り組むこと。

3) 部活動地域連携・移行の推進

教職員の負担軽減に配慮しながら、生徒が部活動に参加する楽しさや喜びを体感できる場を、学校を含めた地域全体で確保するため、休日部活動の地域連携・移行を着実に推進すること。特に、受け入れ先となる新たな運営主体の設立に加え、指導者や活動場所の確保が課題であることから、地域クラブや民間事業者・企業などと連携し、学校や地域の状況に応じた受け皿づくりを推進すること。

また、生徒の安全や保護者負担の軽減にも配慮し、必要に応じて移動支援の検討や指導員資格の取得支援、適切な指導が行えるような研修を実施するなど、誰もが安心して部活動に参加できる環境を整備すること。

4) 小規模特認校の指定基準見直しと複式学級の早期解消

長期にわたって少数児童となっている小学校のうち複式学級が存在する小学校や、通学区域弾力化を適用しても児童数が増加しない小学校については、小規模特認校の指定が可能となるよう指定基準や条件を見直し、適正児童数の継続的な確保をめざすとともに、複式学級の早期解消に努めること。

II. 「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて

(健康・福祉・医療 分野)

1. 健康づくりと地域医療の充実・強化

1) 救急医療体制の充実・強化

重篤な患者が迅速に高度医療を受けられる体制の整備が急務となっている。特に災害などの緊急時には、医療機関間での緊密な連携が重要であり、迅速な搬送や適切な治療が行なえる体制が求められることから、市は県と連携して、三次救急医療を担う救命救急センターの設置を進めること。

2) 夜間休日救急診療所の機能強化

夜間休日救急診療所における市民の緊急時の医療アクセス向上を図るため、迅速な搬送や治療が行なえる体制を整え、医師の派遣や応援体制を強化することが重要である。また、検査設備を柔軟に活用できる環境を整え、夜間休日救急診療所の機能強化を図る必要がある。そのためにも、夜間休日救急診療所をNHO（独立行政法人国立病院機構）と隣接させるなど、初期救急から高度な検査までシームレスに対応できる体制を構築すること。

3) 健診センターの健康づくりを支える拠点化について

宇都宮市医療保険事業団の健診センターは、早期発見と予防に貢献できるよう必要な検査機器を導入して検査項目を増やすなど機能を強化すること。

また、市民が健やかな生活を送れるよう人間ドックや健康診断だけでなく、健康講座の開催やどんなことでも気軽に相談できる場の設置（健康相談カフェ、暮らしの保健室、赤ちゃんの遊具設置等）、さらにはコミュニティナースの支援拠点などの機能を持たせ、市民が健康情報や予防医療にワンストップでアクセスできる体制を整備すること。

なお、JR宇都宮駅西口の保健センターは、健診センターに機能を統合させるとともに、夜間休日救急診療所（跡地）なども活用し、健康づくりの拠点を新設するなどして、本市の医療保険の象徴となる拠点化をめざすこと。

4) 特定健康診査・がん検診の受診促進と健康づくりの推進

特定健康診査・がん検診の周知啓発や、未受診者へのプッシュ型の情報発信により効果的な勧奨を行うとともに、好評な商業施設での受診を拡充させるほか、仕事帰りや土日祝日でも受診できるよう時間や日程の拡大を図るなど、受診しやすい環境整備を進め受診率を向上させること。

また、生活習慣病の予防や運動不足の解消など、自らが健康の維持・増進に取り組みやすい環境を整えるため、健康ポイント事業の利便性や魅力を向上させ参加者拡大を図ることで、将来にわたる医療費の適正化に取り組むこと。

2. 地域共生社会の実現に向けて

1) 2025年問題への各種対応【重点項目】

令和7年度は団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題の初年度（過渡期）にあたり、2040年のピーク期を控えた超高齢化社会に本格的に突入する。

これに伴い、社会環境は大幅に変化し、労働人口の不足や医療・介護費のひっ迫、各種福祉対策等に要する社会保障費の急増など、行政施策においても様々な課題に直面することが見込まれているため、シニア人材の活用策やシルバー世代の就労支援策、仕事と介護の両立が必要となるビジネスケアラーの擁護策や介護サービス従事者の人材確保策に加え、健康寿命の延伸策など、効果的かつ効率的な政策や制度を早急に構築するとともに、ピーク期までの15年間に必要な経年予算の優先確保に努めること。

2) 支え合いの拠点と相談体制の強化【重点項目】

市内6か所に設置された「共生の居場所」は、地域に密着した支援環境を提供し、支援を受けた人がボランティアとして支える側に回るという好循環を創り出す重要な役割が期待される。こうした循環をより確実なものにするためにも、市は運営者に対して共生社会のビジョンを明確に示し、継続的な運営支援を行うこと。さらに、ボランティアの質を向上させ、地域全体で支え合いの文化が定着するよう、ボランティア研修プログラムを導入すること。

また、ひきこもりや不登校、孤立する若年層や女性が自宅から気軽に相談できる支援として、SNSを活用した相談窓口は非常に有効であることから、NPO等と連携して既存の相談体制を補完し合う仕組みを構築すること。加えて、SNS相談窓口の利用状況や相談内容を検証・分析して、迅速かつ適切に施策に反映させること。

併せて、市民にとって身近な相談窓口である「エールU」の存在を広く周知し、地域における包括的な支援の中心として機能できるよう、広報体制と多機関連携の充実を図ること。

3) 高齢者のQOLと生きがいづくり、社会参加の推進

ひとり暮らしの高齢者が安心して生活できるよう在宅福祉サービスの充実を図るとともに、高齢者世帯が自らの意思や能力に応じて、できる限り自立した生活を送るための日常生活のサポートは重要であることから、買い物弱者対策として公民連携による移動販売の実施等を検討すること。

また、趣味や社会参加の支援も重要であるため、高齢者外出支援事業の福祉ポイント拡充等によりサポートを充実させるとともに、生きがいや健康づくりに寄与する各種教室や講座、老人クラブ活動などの周知啓発に努め、地域活動に参加する機会を提供し、高齢者が意欲的に社会とつながることができる支援に取り組むこと。

3. 障がいのある人の生活支援と自立支援

障がい者の相談内容が複雑化・複合化する中で、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、親なき後を見据えた相談支援体制の充実を図ること。特に相談窓口については、身近な相談先が判るよう、周知を強化すること。

また、障がい者の個性や意思が尊重され、住み慣れた地域で生活できるよう、市民に対する障がいへの理解促進に取り組むこと。

4. 生活困窮者の自立支援

1) 生活保護認定における柔軟かつ現実的な対応の実現

生活困窮者（世帯）を経済的に支える生活保護の支給資格認定において、様々な条件や基準が存在しているが、近年は、受給対象者の疾病や不良資産等の所有が理由となり、動産や不動産の処分が困難な状態にある方が多数存在しているため、このようなケースに該当する方々に対しては、制度の柔軟な運用に努め、緊急を要する医療扶助費や生活扶助費、住宅扶助費等の部分支給等を積極的に行うなどして、生活困窮の現状に即した経済的支援が的確に行き届くよう最大限配慮すること。

2) 生活困窮者のための住宅確保支援策の充実

生活困窮者の生活に欠かせない住宅の確保については、賃貸契約の際に必要な保証人が見つからない場合や、保証会社等を介して契約が締結された場合であっても、入居後に家賃滞納や居住者間トラブルなどの問題が発生することが多いため、住宅の確保ばかりでなく賃貸契約の締結や履行においても、住宅政策所管課や民間の支援団体等と連携を図るなどして福祉支援を充実・強化させること。

併せて、生活困窮者が低家賃の住宅に引っ越し際の転居費用については、条件付き補助制度を設けるとともに、生活保護世帯の転居にあたっては、現在支給対象外となっている退去費用についても市費で援助する制度を設けること。

III. 「安全安心の未来都市」の実現に向けて

(安心・協働・共生 分野)

1. 危機への備え・対応力の強化

1) 総合的な治水・雨水対策の推進【重点項目】

「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」が順調に進展する中、近年の気候変動に伴う豪雨により局地的に河川溢水などの被害が発生していることから、「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」の中間見直しにあたり、観測史上最大となる短時間降雨における浸水被害の解消に向け、市管理河川や雨水幹線、側溝等の機能向上など効果的な対応策を早期に検討すること。

また、自然災害発生時に市民からの情報提供等に休日・深夜に関わらず対応できるよう、農業部門を含め、緊急時の連絡先の周知を図ること。

2) 災害時の安全・安心の確保

① 避難所の認知度向上

令和5年度の「市政に関する世論調査」では、災害時の避難場所を確認できている市民の割合は55.4%であり、半数近くの人が自身の避難場所を確認していないことから、日頃の備えの大切さを啓発する中で、周知の強化を行うこと。また、福祉避難所については、能登半島地震において認知度の低さが明らかとなり、当会派が行ったアンケート結果において、福祉避難所を必要とする家庭でも、大半が「福祉避難所を知らない」という結果になっていることから、早急に実態調査を行うとともに、周知啓発に努めること。

② 要配慮者が安心して避難できる福祉避難所の拡充

本市では、148か所の全ての指定避難所を福祉避難所として位置づけているが、要配慮者が一般の避難者と同じスペースで避難生活を送ることは困難であることから、民間社会福祉施設等との災害時協定締結をさらに進め、ケアを受ける環境や人材の確保が可能な福祉避難所の拡充に取り組むこと。

③ 被災者が清潔に利用できるトイレの確保

災害時に、水洗トイレが使用できない状況下では、被災者は不衛生な状態にある仮設トイレ等の利用を忌避する傾向が強く、排せつを我慢することで体調不良を引き起こし災害関連死にもつながると言われている。このことから、本市においては、人口規模に見合う複数の個室トイレを備えたトイレトレーラーの導入を進めること。

3) 市民の安全を守る消防署の環境整備

休憩室・仮眠室への錠設置など個人のプライバシー保護に配慮した環境づくりを進めるとともに、女性専用のトイレ・更衣室・当直室等を整備するなど、全ての消防吏員が働きやすい環境整備に取り組むこと。

また、消防局を併設する中央消防署は、昭和53年の開署から46年が経過し老朽化が進行していることに加え、洪水浸水想定区域に位置しているといった課題があることから、必要な整備を計画的に進める中で移転場所の検討も行うこと。

4) 消防団員の安定確保と組織体制の再検討

本市消防団にあつては基本団員の減少と高齢化に歯止めがかからず、各地域における消防及び水防活動の実践面において機動力や組織力の低下が危惧されており、自主防災体制の維持に必要な各種訓練や予防啓発運動等においても現存団員に著しい負担増をもたらしている。

これらの打開策として、総務省はかねてから「機能別消防団員制度」の導入を推奨しており、県内では既に6割の自治体(25市町のうち15市町)で導入されているが、本市では未だ導入には至っていない。

このような状況を踏まえ、本市でも早急に当該制度を導入するとともに、必要に応じて分団や部の再編あるいは合併等を検討するなどして組織を見直し、休部や廃部による「消防団空白区」の解消を図り、消防団員の安定確保と負担の軽減に努めること。

2. 日常生活の安心感を高める

1) 自転車利用者の交通安全対策

道路交通法の改正により、スマートフォンやイヤホンなど自転車運転中の「ながら運転」に対する罰則が強化されたことから、市民への周知啓発に取り組むとともに、逆走や信号無視等の危険行為を防止するため、学校や警察、地域団体等と連携し街頭指導を実施するなど、引き続き交通ルールの遵守とマナーの向上に取り組むこと。

また、自転車運転中の事故割合が増加傾向にある高齢者や中高生に対する交通安全教育を充実させるとともに、事故の際に生命を守る自転車用ヘルメットの着用率を向上させるため、購入補助制度の検討やヘルメット着用PR動画による周知啓発を強化すること。

さらに、増加傾向にある外国人観光客や在留者をめぐる交通トラブルや事故を未然に防止するため、日本特有の交通ルールやマナーを解説した利用ガイドを作成し、留学生などが通う学校や企業に加え、観光客が利用する宿泊施設や案内所等で配布するなどして周知啓発に努めること。

2) シェアリングモビリティの安全対策

シェアリングモビリティは、令和9年度までに現行の3倍以上に拡大を予

定しており、今後さらに利用者が増えることが予想されるが、ルールを守らず危険走行をする利用者も散見されることから、安全な走行を促し事故防止を図るため、交通ルールの周知啓発に継続して取り組むとともに、警察と連携した街頭指導の実施を検討すること。

また、特に電動キックボードについては、バランスコントロールが難しく、舗装されていない道路や段差では転倒リスクを伴うことから、適性や特性を理解してもらうため、事業者と協力して安全講習会を実施するなど、利用者による事故の未然防止に取り組むこと。

3) 高齢者の交通安全対策

高齢ドライバーによる交通事故割合が高止まりする一方、運転免許証返納者数は減少傾向にあるため、身体機能測定器を活用した交通安全教室などの開催に継続して取り組むとともに、運転に不安を感じている高齢者や家族に対して、県の運転免許証自主返納サポート事業を周知するなど、高齢者の事故防止対策に努めること。

また、高齢者の移動をサポートするシニアカーや電動アシスト付き自転車の需要が高まっているが、価格が高額であるため、市独自の購入費用補助を検討すること。

4) 通学路及び生活道路の安全確保

通学路における児童生徒の安全を確保するため、通学路交通安全プログラムを着実に推進し、不明瞭な外側線や路面標示等を早急に補修すること。

また、歩道の無い通学路や生活道路においては、通学時間帯における自動車の通行規制や悪質なドライバー等の取り締まりを強化するとともに、地域や警察等と連携を図り「ゾーン30プラス」などの安全対策を拡充させること。

3. 市民が主役のまちづくりの推進

1) 自治会活動の維持・活性化に向けた支援 **【重点項目】**

社会環境やライフスタイルの変化に伴い、自治会加入率は減少し続けており、自治会の持続性が危機的な状況であることから、自治会への加入促進や活動の活性化に対する支援に速やかに取り組むため、以下の項目を着実に推進すること。

① 「(仮称) 宇都宮市自治会に関する条例」の最大活用

自治会の意義や重要性、活性化に向けた関係者の役割等について広く市民に浸透を図る必要があることから、地域団体や企業等と連携を図るとともに、様々な手法を用いて「(仮称) 宇都宮市自治会に関する条例」の周知啓発に取り組むこと。

また、参加しやすい自治会づくりを進めるため、自治会シンポジウムの継続的な開催や地域特性に応じた研修会等の開催などにより、若者や女性等の様々な視点を反映できるよう、意見交換の場等の創出・確保に取り組むこと。

② 自治会活動の支援強化

高齢者や共働き世帯など自治会活動を負担と感じて退会する世帯が増加していることから、役員免除や会費減免等による加入継続の取組に関する好事例の共有に努めるとともに、大規模分譲住宅やアパート、マンション等の集合住宅への加入促進などの取組課題に対して、自治会に寄り添った相談やアドバイスができる体制を構築すること。

また、自治会員の優待制度「宮PASS」については、更なる制度周知やサービス提供店舗等の拡充を図り、より一層の利便性と魅力の向上に取り組むこと。

③ デジタル技術の利活用促進

デジタル技術を活用した自治会加入手続きの簡略化や口座振替による会計の効率化、電子回覧板の導入などについて速やかに検討を行い、自治会への丁寧な説明やサポートの実施などにより、加入促進や自治会役員の負担軽減につなげること。

④ 若者に対する働きかけ

地域活動において将来の担い手となる若者に対し、家庭や学校、職場などの身近なところから自治会活動への理解促進や地域と連携したイベントの開催及び積極的な参加の呼びかけ等を行うとともに、進学によって市外から転入して来た学生に対しては、大学や専門学校等と連携し、自治会について理解を深める講座やイベントの開催、地域と連携した校外学習などを推進し、地域の一員としての自覚と地域活動に対する参画意識の醸成に取り組むこと。

2) 女性が輝くまちづくりのための取組【重点項目】

若年女性の転出超過や男女の賃金格差など、多様な場における更なる女性活躍の推進が喫緊の課題となっていることから、地域・職場・家庭などでの固定的な性別役割分担意識の解消に継続して取り組むとともに、女性のデジタルスキル習得・就労支援事業において受講に至らなかった応募者に対し、必要なサポートを行うなど、働くことを希望する全ての女性の経済的な自立につなげること。

また、不安や孤立など困難を抱える女性に対し「宇都宮市つながりサポート女性支援事業」による相談体制の強化や関係部門・機関との連携強化により、女性に寄り添った切れ目のない支援を充実させること。

加えて、庁内の女性活躍を促進するため部長、次長への女性職員の積極的な登用をめざすこと。

4. 多様性を尊重する社会の醸成

1) 多文化共生社会の実現

本市では、外国人市民が地域の一員として活躍し、安心して暮らせる「多文化共生のまちづくり」をより重点的に進めていくとしている。これを実現するため、同じ国籍同士のコミュニティ化が進んでいる現状から、人種や国籍、文化、宗教等に拘わらず、地域住民と相互に交流できる居場所の創設に取り組み、多様な価値観の理解促進を図ること。

また、日本語が不自由な外国人も安心して暮らせるよう、病院や銀行、スーパーマーケット等の民間施設に音声翻訳タブレットの配置が進むような支援策を検討すること。

2) 同性パートナーが幸福な家庭を築ける社会の実現

同性パートナーが、より法律婚に近い権利を享受し、不利益の低減と幸福な家庭を築けるよう、「とちぎパートナーシップ宣誓制度」が定める行政サービスメニューに留まらず「宇都宮市結婚新生活支援事業」の対象に加えるなど、本市独自のサービスメニューを拡充すること。

また、民間企業や団体等が従業員に対し提供している福利厚生制度において、宣誓書受領カードを交付された者が法律婚の配偶者を持つ従業員と同様に家族手当等の適用が受けられるよう、民間企業や団体等に対して理解促進を図り不平等の改善に取り組むこと。

IV. 「魅力創造・交流の未来都市」の実現に向けて

(魅力・交流・文化 分野)

1. 都市ブランドの確立と更なる魅力の創出【重点項目】

宇都宮ブランド・移住定住プロモーションの取組や開業1周年を迎えたライトラインの効果等により、移住相談件数が大幅に増加するなど、本市に対する注目度が一層高まっていることから、この機会を逸することなく観光振興や移住定住、企業誘致などを着実に推進するため、本市の様々な地域資源や観光資源をはじめ、全国トップクラスの充実した子育て・教育環境や住みやすさなど、都市の魅力や実力の更なる磨き上げに全市一丸となって取り組むこと。

また、特に転出超過傾向にある20歳代の単身女性に対し、転出の抑制につながる魅力的な雇用の場の創出・確保などを着実に進めるとともに、若者が夢と希望をもって本市に住み続けたいと思ってもらえるようシビックプライドの醸成に取り組むこと。

さらに、「宇都宮サテライトオフィス」の体制を強化し、東京圏におけるビジネスマッチングやスタートアップ企業の誘致などを推進し、更なる人・企業の誘致や地元企業の経営支援、本市出身者との連携強化に取り組むこと。

2. 東部スポーツウェルネスラインの推進

誰もがスポーツを通して心身ともに健康で生き生きとした自己実現を図れるよう、各種イベントや講演会等を通じ、スポーツに触れられる機会の拡充に取り組むとともに、産学官連携によりスポーツを活用した研究開発や新産業の創出、さらにはスポーツウェルネスに関心のある企業の誘致等に積極的に取り組むこと。

また、市民がスポーツに親しみやすい環境を構築するため、東部総合公園や屋内プールを確実に整備するとともに、市民から多くの期待が寄せられている新アリーナの整備については、市体育館の改修に伴う市の負担を考慮し、支援の在り方について慎重に検討を行うこと。

3. 若者のスポーツ&カルチャーの推進

近年、若者を中心に注目が高まっているアーバンスポーツについては、気軽に楽しめることが魅力の一つとなっている。しかし現在、中心市街地にパークや練習施設がないことから、競輪場の活用や小規模なパークの整備など、まちなかでもアーバンスポーツが楽しめる環境を整備すること。

また、本市ならではの特色を持たせるため、アーバンスポーツとダンスや音楽などのストリートカルチャーを融合させることで、「スポーツ&カルチャーのまち」を発信し、若者文化を中心としたにぎわいづくりに取り組むこと。

4. 都市連携、都市交流を起爆剤としたシティプロモーションの実現

令和6年度に締結した沖縄県うるま市との友好都市提携を機に、両市における経済交流やスポーツ・文化・教育分野における連携を確実に強化及び活性化させ、相乗効果による都市魅力の創造や発信に努めること。

また、多様な地域資源・文化を持つ都市間の新たな交流など、国内大都市圏に存在する他都市との追加締結も視野に入れて、更なる広域的な都市連携策や複合的シティプロモーション戦略を展開し、市民サービスの向上や新たな価値の創造をめざすこと。

5. 魅力ある歴史・文化の継承と観光振興

本市には、古くからの歴史ある神社仏閣などの地域資源や、長年市民の手で継承されてきた祭事が多く存在しており、シビックプライドの醸成や地域のつながりづくりに大きく寄与している。これらの大切な歴史文化資源を守り確実に継承していくため、担い手となる市民や地域、事業者に対する情報発信や人材の確保・育成を積極的に進めるとともに、小中学校での宇都宮学の学習において、子どもたちが本市ならではの歴史や伝統文化に対し理解を深め、宮っことして郷土への愛着や誇りを持てるよう適切な指導を行うこと。

なお、有形無形文化財の保護のために、保存管理団体等への調査や適切な保存管理に向けた支援を検討すること。

また、宇都宮二荒山神社本祭の菊水祭や羽黒山梵天祭り、さらには50回目の節目を迎えるふるさと宮まつりなど本市を代表する“祭り”への観光客による参加体験に加え、地域資源を紹介した街歩きマップの作成やスタンプラリーの実施など、本市の歴史や伝統文化を最大限活用することにより観光振興にも取り組むこと。

6. 戦略的なMICE誘致と市民の交流機会の拡充

ライトキューブ宇都宮などのMICE施設を最大限活用し、本市の産業における重点分野やスポーツの多面的価値を生かした新たなビジネス分野において、国内外からのMICE誘致に積極的に取り組むとともに、県や周辺市町と連携を強化し、交流人口の更なる拡大や経済効果の最大化に取り組むこと。

また、多くの学生や市民が最先端の技術や情報に触れることで人材育成にもつながることから、MICEを活用した次世代育成事業などにより市民の交流機会を一層拡充させること。

V. 「産業・環境の未来都市」の実現に向けて

(産業・環境 分野)

1. 地域産業の創造性・発展性を高める

1) 新産業団地整備事業の確実な推進【重点項目】

人口減少により地方経済の衰退や労働力の低下が危惧される現在において、地方都市における新産業団地の整備は、新たな雇用機会の確保や都市活力の維持・発展に不可欠な事業といえる。

事業候補地となっている本市南部地域の「インターパーク東地区」及び東部地域の「宇都宮工業団地東地区」は、いずれも将来の産業拠点として交通便利性に優れ、地理的かつ環境的要件を満たす好立地な候補地であることから、令和7年度内の計画区域確定に向けて確実かつ積極的に事業の推進を図ること。

なお、「宇都宮工業団地東地区」については、候補区域内に多数の住宅や農地、事業所が存在し、地権者の数も約190名に及ぶため、事業の説明や用地（補償）の交渉については慎重かつ丁寧に進め、権利者の理解促進、合意形成に最大限配慮すること。

2) 市民生活を守り企業を支える柔軟な経済対策の推進【重点項目】

市民生活に直結するエネルギーや食料品等の価格高騰に加え、社会保障関連経費の増大による市民や企業双方の負担増などが地域経済に影響を及ぼしていることから、状況に応じた柔軟な経済対策が実施できるよう必要な予算を確保するとともに、影響を受けている市内の事業者を把握し、事業継続に必要な支援に取り組むこと。

また、物価高騰に賃金の上昇が追い付いていない状況もあることから、継続的に企業が賃上げを実現できる環境整備や支援に取り組み、労働者の生活を守り個人消費の拡大を図ることで地域経済の好循環を実現すること。

3) 既存企業の支援と起業家や若手経営者の育成支援

将来の地域経済を牽引する産業の育成のため、起業から成長期まで切れ目のない支援に継続して取り組むとともに、新規事業に挑戦する地元企業や起業家、若手経営者等が交流・相談できる拠点や機会の創出に取り組むこと。

また、起業に興味関心がある高校生・大学生等に対し、スタートアップ企業で実践的に学べるインターンシップ事業を拡充し、意欲のある若者の育成支援に取り組むとともに、ワークショップの開催も継続し、新しいビジネスアイデアを創出する機会を提供するなど、起業家や市内の既存企業の新たなビジネスへの参入を促進すること。

さらに福岡市では、ソーシャルスタートアップを社会全体で支えていくことを目的に、「ふるさと納税を活用したソーシャルスタートアップ成長支援事

業」に取り組み注目を集めている。本市においてもこの仕組みを調査研究し、ソーシャルベンチャーに対する支援策を検討すること。

4) 中小企業の支援

原材料・エネルギー価格の高騰や慢性的な人材不足、また「ゼロゼロ融資」の返済に伴う資金繰りなど、中小企業の経営は依然として厳しい状況にあることから、「うつのみや中小企業振興プラン」を着実に推進し、中小企業のニーズを踏まえ経営力強化や生産性向上に資する設備投資やD X化、脱炭素化などを推進するため、引き続き各種補助金の拡充や周知啓発に取り組むこと。

また、中小企業の事業承継で最重要課題となっているのは後継者不足問題であり、廃業の危機にある企業も少なくないことから、サポートを必要とする事業者の調査や把握に努めるとともに、相談窓口の設置を検討するなど、「栃木県事業承継・引継ぎ支援センター」と連携し支援に取り組むこと。

5) 市民に愛され続ける中心市街地をつくるために

① 商業地の活性化

宇都宮の顔となる中心市街地においては、空き家や空きテナント等を活用し若者が交流やにぎわいの創出にチャレンジできる環境づくりや、低未利用地を活用したマルシェやカフェの整備など、商店街や地域の事業者、権利者等と連携し中心市街地全体のにぎわいづくりに取り組み、ウォーカブルなまちづくりによる回遊と滞在の促進により商店街の活性化をめざすこと。

② 安全対策と治安維持

夜間や深夜帯の中心市街地、特にオリオン通りにおいて、客引きや路上喫煙、ポイ捨てなどの安全対策や治安維持が大きな課題となっていることから、警察との連携によるパトロールや取り締まりの強化、地域住民や事業者との意見交換及び課題解決に向けた商店街独自のルールの策定、事業者への罰則の検討などを行い、市民に愛され続ける魅力的な中心市街地をめざすこと。

2. 農林業の生産力・販売力・地域力を高める

1) 農業のスマート化とD X化の推進支援

農作業の省力化につながるスマート農業の導入やD X化は、初期投資やメンテナンス等に多額の費用が必要となるほか、農家の技術リテラシー不足なども存在するため、中小農家の単独導入は現実問題として難しい状況にある。

これらの課題を解決するためには、一定地域内のグループ営農集団を対象とした補助制度を構築し、購入した機器やシステムの共同使用を可能とすることで、円滑かつ合理的な導入が図られるものとするため、この手法について早急に検討すること。

また、農業機械等の自動運転化に関しては、GPSよりも精度の高い「RTK基地局」の整備が特に有効とされるため、迅速な設置をめざすこと。

2) グリーン農業の確実な推進と農林水産分野の脱炭素化の実現

① 「4割有機農業」の実現に向けた計画づくり

国は2050年を目途に稲作耕地の25%を有機農業とする目標を掲げているため、早急に市内の稲作農家を対象とした生産手法の調査を行い、現状を把握した上で、目標割合の実現に向けた20年計画を令和7年度から3年以内に必ず策定すること。

② 農林水産分野の脱炭素化とJ-クレジット制度の活用

農林水産分野におけるCO₂排出量についても、国は2050年までに実質ゼロとする方針を示しているため、本市においても積極的に水田の中干しによるメタンガスの削減事業に取り組むとともに、これらの効果については、J-クレジット制度を活用するなどして協力農家の収入増をめざすこと。

3) 地域計画の有効活用と農地バンクによる集約化の更なる促進

市内農地の将来像を示す「地域計画」「目標地図」には、10年後の耕作形態を予想した各農家の委託希望や共同営農に関する考え方が示されている。これらを参考として、自主耕作予定のない農地については、農地バンク制度の利用を促すなどして、規模の大小を問わず、効率的かつ合理的な集団農業が実現できるよう各種支援に努めること。

4) 農業法人化の促進援助策と小規模営農グループへの経営支援

① 大規模受託農家の法人化に向けた支援

個人経営の農家の中で、特に大規模な農地の耕作を受託している農家については、法人化に必要な情報や事例を積極的に提供するとともに、法人経営に関するノウハウや人材確保策（農福連携による就労支援事業所との連携、高齢者や学生の臨時的雇用、外国人の研修雇用、半農半X希望者の採用、就農予定者の体験雇用、専任オペレーターの限定雇用など）等についても採出事例を紹介するなどして法人化に協力し、受託者やその家族の事情により受託契約が突然解除されることのないよう十分な対策を講じること。

② 小規模営農グループに対する集団栽培と共同経営に対する支援

一定地域内に集積された農地を対象として小規模な営農集団を組織し、農業機械等の共同利用や集団栽培によって柔軟かつ戦略的な農業を営むグループに対しては、農機の更新ばかりでなく、修繕やDX化に関しても一定範囲内で経済的な支援策を講じること。

3. 環境への負担を低減する

1) カーボンニュートラルの着実な推進【重点項目】

本市における2021年度の温室効果ガス排出量は、経済活動の回復等により前年度比で増加に転じている。また、宇都宮市地球温暖化対策実行計画において、2013年度比で50%削減の目標を掲げている2030年度まで残り5年となることから、市民や事業者に対してこれまで以上に危機感を持った働きかけが必要であると考えます。

したがって、脱炭素化の促進に向けた意義や必要性、さらには経済性など取り組むメリット等についても周知啓発を一層強化するとともに、住宅の断熱化や再生可能エネルギーの導入促進、車両のEV化などを加速化するため、家庭や事業者向けの脱炭素化促進補助制度の拡充や理解促進を図ること。

また、エネルギーの地産地消を推進するため、創エネと併せて畜エネの導入促進に加え、宇都宮ライトパワーによる買取促進も強化すること。

さらに、電動車の充電スタンドや水素ステーション等のインフラについては、県や民間事業者と連携し整備を促進するとともに、EV公用車のシェアリングや市有施設に設置されている充電スタンドの市民への開放などの方策により、電動車の普及促進策を強化すること。

2) 循環経済への移行推進

多くの市民がサーキュラーエコノミーに対する意識を醸成し、「もったいない」の心で行動を実践する必要があることから、みやエコ・アクション・ポイント事業の協力店の拡充を図るなど制度の魅力向上や参加者拡大に努めるとともに、ごみの資源化・減量化やプラスチック・スマートの周知啓発に継続して取り組むこと。

また、フードシェアリングサービスアプリ「TABETE」については、登録店舗を拡充して身近に協力できる環境を整えるとともに、エコショップ・エコレストランも含めて周知啓発を強化し食品ロスの削減を促進すること。

さらに、ゴミのポイ捨てや不法投棄がなくなる現状に鑑み、地域や企業等との連携により対策を強化するなど、「ごみのないきれいなまち宇都宮」の実現をめざすこと。

3) ネイチャー・ポジティブの推進

都市と自然が調和したまちづくりを推進するためには、生物多様性の保全や生態系の保護・回復に向けた取組である「ネイチャー・ポジティブ」の推進が必要不可欠であることから、「うつのみや生きものつながりプラン」を着実かつ効果的に推進し、市民や事業者等に対する意識醸成や環境保全への具体的な参画につなげ、その具現化に全力で取り組むこと。

4. 雇用・労働環境の改善

物価高騰の影響等により、依然として不透明な経済環境が続く状況のなか、中小企業の適切な価格転嫁や継続的な賃上げによる実質賃金の引き上げが極めて重要であることから、市内の企業に対し積極的かつ適切な支援を行うこと。

また、慢性的な人材不足を解消させるため、バスやトラックの運転手や保育・医療・福祉等の専門職においては、資格取得に向けた補助制度を検討するとともに、特に介護分野における人材確保、AIやデジタル技術を活用した業務の効率化への支援強化に加え、外国人職員の受け入れに伴う研修会や理解促進に向けた周知啓発に取り組むこと。

さらに、働きながら子育てしやすい職場づくりを推進するため、市内企業における男性従業員の家事・育児参加や育児休業の取得促進に向けた周知啓発、及び企業の支援を継続して行うこと。

5. 中央卸売市場の付加価値創造とランドマーク化

市場取扱数量の低迷により厳しい経営環境が継続するなか、中央卸売市場の活性化を図る起爆剤として「賑わいエリア」の確実な整備により、地産地消の推進や質の高い食材を気軽に楽しめる施設とするなど市場の価値をさらに高め、取扱数量・金額ともに拡大できるよう全力を尽くすこと。

また、新たな観光拠点として県内外に広く魅力を発信し、食を通じて新たな交流や賑わいを創出する「食」のランドマークの実現に向けて、必要な取組を着実に推進すること。

VI. 「交通未来都市」の実現に向けて

(都市空間・交通 分野)

1. JR宇都宮駅西口周辺地区整備基本計画の着実な推進

JR宇都宮駅西口周辺地区の整備事業については、田川などの自然資源の活用や緑化の推進などを行うとともに、歩車分離の動線やウォークブルを促進するための雨に濡れないアーケード等の整備などを整備基本計画に反映し、県都の玄関口に相応しい景観や機能となるよう、地域や権利者、関係機関などのステークホルダーとの意見交換や合意形成を進め、着実な整備を推進すること。

2. 誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークの構築

1) 階層性のある交通ネットワークの構築 **【重点項目】**

ライトラインの開業に合わせてバス路線の再編を実施し1年が経過したが、平石エリアなどの新設バス路線の利用者数は低調であることから、沿線住民や企業・学校のニーズを踏まえ、バスとライトラインとの乗継待ち時間が少ないパターンを表示させた時刻表の周知啓発や沿線マップの作製・配布に加え、ライトラインとバスの連絡定期券購入支援の対象を沿線企業の通勤者まで拡充させるなど、更なる利用者の拡大に向けて取組を強化すること。

また、本市東部地域においては南北の移動が課題となっていることから、JR岡本駅から平石地区を経由して雀宮駅を往来する定時コミュニティバスの導入を検討するなど、多くの市民が円滑に移動できる利便性の高い公共交通網を整備すること。

さらに、ライトライン乗車を組み入れた観光バスツアーの増加により、停留場に隣接する車道上で待機している観光バスを多く見かけることから、事業者のニーズを把握したうえで、JR宇都宮駅ロータリーやライトラインのトランジットセンターに観光バスの待機場を確保することで、交通安全対策の推進や観光需要の拡大に取り組むこと。

2) ライトラインの更なる快適性・利便性・速達性の向上と楽しさの追求

朝夕の混雑解消や所要時間の短縮のため、快速運行の増便やダイヤ改正に加え、23時台に宇都宮駅に到着する新幹線からゆいの杜地区まで接続する便を追加することなどにより、更なる利便性と速達性を向上させること。

また、ライトラインを活用したデジタルスタンプラリーやイベント列車(婚活イベント、プロスポーツ応援、初日の出運行、カクテル列車など)を企画・運営し、ライトラインに乗る楽しさや魅力を発信することで、観光誘客も含め利用者の拡大に取り組むこと。

3) J R宇都宮駅西側へのL R T導入【重点項目】

J R宇都宮駅西側へのL R T導入については、J R宇都宮駅西口周辺地区整備事業や都心部まちづくりプラン等との整合を図りながら延伸計画に反映するとともに、駅東側の整備効果や駅西側の具体的な整備計画について市民への理解促進を図りながら事業を推進すること。

また、より多くの市民がライトラインを利用できるようバス路線の再編に加え、自動運転交通の試験導入なども実施し、誰もが利用しやすい環境整備を進めること。

なお、新規車両を導入する際には、利用者から声が多く挙がっている網棚の設置やロングシートの採用、様々なニーズに対応できる車内レイアウトなど、最新動向を捉えながら検討し利便性・快適性を向上させること。

4) 未来を見据えた道路インフラの整備

自動運転や安全運転支援機能を有する車両の多くは、車載カメラが道路上の区画線を検知して安全な走行路を確保し、必要に応じて車線の逸脱防止機能や自動ブレーキシステムを作動させているが、近年は、その「生命線」とも言える外側線やセンターライン、停止線等が不明瞭となったままの道路が数多く存在している。

この問題を解決するため、道路管理者と交通管理者が連携を図り、現状把握のための調査等を早急に実施するとともに、計画的な再整備が実現できるよう十分な予算措置を講じること。

3. 自転車のまち宇都宮の推進

1) 自転車及びシェアリングモビリティ走行空間の整備

「自転車ネットワーク路線」として選定されている学校や駅周辺などの自転車通勤・通学の需要の多い路線については、利用者の安全を第一に、道路空間の再配分も含め、必要な幅員の確保や専用通行帯の整備に取り組むとともに、既整備路線における塗装剥離の修繕など、自転車走行空間の維持管理を計画的に推進すること。

また、シェアリングモビリティ事業の拡大に伴い、電動キックボードの利用者の増加が見込まれることから、道路の修繕や段差の解消など、電動キックボードを安全に利用することができる環境整備に取り組むこと。

2) ライトラインへのサイクルトレインの早期実現

自転車利用者の行動範囲の拡大やサイクルツーリズムの推進のため、令和6年度に高校生によるサイクルトレインの実証実験を行い、安全な運用に向けて課題の検証を進めてきた。その結果を踏まえ、さらなる安全面や利便性などの検証を進め、サイクルトレインの早期実現に取り組むこと。

3) 魅力あるサイクリングロードの整備

鬼怒川・田川・山田川のサイクリングロードの快適な走行空間を確保するため、定期的に除草を行うなど適切な維持管理に努めること。特に、夏場は雑草の成長が早く走行に支障を及ぼすケースも見受けられるので、除草の頻度を増やすことや、市民協働によるアダプト制度の導入なども検討すること。

また、サイクルトレインの実現と併せて、多くの愛好家が楽しむことができる新たなサイクリングロードを整備するとともに、休憩できる自転車の駅の効果的な配置やサイクルトレインを活用したイベントの開催を検討するなど、自転車のまち宇都宮の魅力の最大化に取り組むこと。

VII. 行政経営・総務 分野

1. 課題解決型予算の策定と財政健全化【重点項目】

本市の財政は、J R宇都宮駅東口やL R Tの整備等に伴う投資的経費の増加等により、基金残高の減少や市債発行額の増加が見られるなど少なからず課題を抱えている。さらに近年は、物価の高騰や人件費の上昇等により、各種政策の実現に必要な事業費も増大しており、今後も新産業団地の整備やライトラインの西側延伸、次期ごみ処理施設の建設など大規模な設備投資が予定されているほか、児童相談所の設置や豪雨対策等にも安定した財源の確保が必要となる。

そのため、令和7年度の予算編成にあたっては、市債発行額の抑制や基金の涵養に努め、財政のさらなる健全化をめざして課題解決を優先した予算編成に取り組むこと。

2. 行政経営手法の見直し

1) ウェルビーイング定義の浸透

地方自治体の存在意義として掲げられている「住民福祉の増進」について、その進捗度を推し測るためには、住民が感じ抱く幸福度や満足度をウェルビーイング（肉体的かつ精神的、社会的にも全てが満たされている状態）という概念で測定することが有効であるため、本市においても、この定義を各種公共政策に浸透させ、積極的かつ継続的にその度合いを分析するなどして住民福祉の持続的な向上をめざすこと。

2) 行政D Xの積極的導入

本市における行政実務のD X化については、市民生活の質の向上(Q O L)や多様化及び複雑化する地域課題の解決に貢献し得る重要な取組であることから、行政内部のデジタル化のみならず、地域と連結させた導入手法等を積極的に採用するなどして、デジタルデバイド対策を講じつつ、地域社会全体においてD X化を推進させること。

3) 各種ポイント事業の統合

健康ポイント事業やまちづくり活動応援事業、エコ・アクション・ポイント事業など複数あるポイント事業については、現在の登録・利用状況を検証し、尼崎市の「あま咲きコイン」のように利便性や魅力度の高いポイント事業への統合などを検討すること。

3. 行政組織の適正化

1) 行政組織における人材確保と専門性の維持

近年、公務員の離職者数が増加傾向にあり、本市においても20代から30代の若手職員が離職するケースや定年前に早期退職する職員も増加している。

これに伴い、有能な人材や経験豊富な専門職を失ってしまう恐れがあるため、今後においては、特別休暇の拡充や条件付きで副業を可能とする制度の創設、選択的週休3日制の積極導入、各種手当の見直し等により待遇や労働条件を改善し、安心して働ける職場づくりに取り組むとともに、中途退職の抑制を図り、時代に適合した組織の確立に努めること。

併せて、パワハラ、セクハラ、カスハラ等のハラスメント対策を強化し、健全な業務環境と良好な人間関係を構築すること。

2) 公益通報者の保護

公益通報制度は、内部監査機能の強化や組織の自浄作用の向上に寄与するなど、自治体の法令遵守の確保や市民の安心・安全にもつながることから、制度の周知啓発や受付窓口の体制整備に加え、通報しやすい環境を整備するため、第三者機関等への外部窓口の設置を推進するとともに、公益通報者の保護については適切な運用を徹底すること。